不良債権の状況

適正な資産の自己査定に基づく償却・引当等を実施し、 資産の健全化を進めております。

不良債権額及び不良債権比率(金融再生法基準)

1.84% 不良債権比率 88.93% 保 全

73.41% 引 当 率

実質の 0.20% 不良債権割合

※実質の不良債権割合=(不良債権額-保全額)÷総与信額

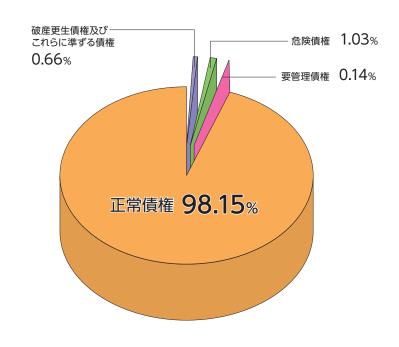
『金融機能の再生のための緊急措置に 関する法律』(金融再生法)に基づく開示 債権の状況について、「破産更生債権及 びこれらに準ずる債権」「危険債権」「要管 理債権」の不良債権額は119億43百万円 で、不良債権比率は1.84%となりました。

この開示債権は、全てが回収不能な債権 ではなく、このうち担保・保証等で69億 72百万円、さらに貸倒引当金で36億49百 万円が保全されております。結果、未保全 額は13億21百万円となっております。

実質の不良債権が、総与信に占める割 合は0.20%と引き続き低率を維持しており ます。

また、会員勘定は798億17百万円で資 産の健全性維持に対する備えは十分にで きております。

今後とも、お取引先の経営改善・再生支 援に努め、資産内容の一層の健全化を図っ てまいります。





金融再生法開示債権の推移

| | (年) | | | | | | |
|----|-------|------|------|-----|----------|----------|----------|
| | | | | | 2019年3月末 | 2020年3月末 | 2021年3月末 |
| 破産 | 更生債権及 | 及びこれ | らに準ず | る債権 | 4,671 | 5,057 | 4,325 |
| 危 | 険 | | 債 | 権 | 7,114 | 5,243 | 6,700 |
| 要 | 管 | 理 | 債 | 権 | 1,691 | 1,381 | 917 |
| 不 | 良 | 債 | 権 | 額 | 13,477 | 11,682 | 11,943 |
| 正 | 常 | | 債 | 権 | 551,983 | 562,886 | 636,104 |
| 合 | | | | 計 | 565,461 | 574,568 | 648,047 |
| 不 | 良 | 債 権 | 上 | 率 | 2.38% | 2.03% | 1.84% |

[※]当金庫は部分直接償却を採用しておりません(ただし、旧小樽信用金庫から引き継いだ一部貸出金を除く)。

[※]百万円未満は切り捨て、小数点第3位を切り捨てて表示しております。